

令和4年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	令和4年 9月 7日
3	閉会	令和4年 9月13日
4	会期	7日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	7日 出席11名 欠席 0名 13日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	20件（うち議員提出 4件）
7	議決の状況	(1)原案可決 10件 (2)原案認定 2件 (3)原案承認 1件 (4)原案同意 1件 (5)報告済 4件 (6)採 択 2件
8	法第99条の意見書	2件
9	委員会	決算審査特別委員会付託 2件
10	その他	傍聴者 7日 7名 13日 1名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和4年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和4年9月7日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和4年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席人員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

3番 熊木 恵子議員、4番 西股 裕司議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申出がありましたので、これを許可します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和4年第3回議会定例会の運営について、去る8月31日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。町からは令和3年度決算認定2件、令和4年度会計補正予算3件、一般議案2件、条例関係4件、人事議案1件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月7日から9月14日までの8日間とすることで意見の一致をみております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は9月7日から9月14日までの8日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は9月7日から9月14日までの8日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 令和3年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長

本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況について、御報告します。本年は6月の低温による影響が心配されましたが、7月、8月は天候に恵まれ、気温の高い日が続き、農作物の生育は順調に推移しています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、基幹作物である水稻については、気温の高い日が多かったため、草丈や穂長がやや長めの生育ですが、平年並みに進んでいます。また、8月31日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄において、北海道は平年並みと見込まれており、今後、本格的に刈取り作業が進められます。小麦は、既に収穫調整作業を終えており、収量は平年と比較して多く、品質はやや良となっています。大豆は、播種後の少雨による影響が心配されましたが、現在のところ順調で、平年並みの生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーなどの主要野菜は、収量・価格とも平年並みで推移している状況です。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について、御報告します。6月25日より販売したプレミアム付商品券事業につきましては、1,068世帯に全5,000セットを販売し、8月31日現在の利用状況は、額面総額2,500万円のうち、1,793万4,000円で、利用率は71.7%となっています。次に、食品製造業町民還元事業につきましては、522世帯から全1,000セットの申込みがあり、9月4日までに商品の引き換えが終了しました。

以上、一般行政報告とします。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

子ども室内遊戯施設について、町長に質問いたします。誘客交流拠点施設整備事業から事業名を変更し、子ども室内遊戯施設として建設が始まり、町民から公募していた愛称も8月末に「はれっば」に決まったと報告を受けました。また、全員協議会では施設の縮小

についての説明や、物価、工事費高騰に伴う事業費の増額についての説明がありました。令和4年第3回臨時会において契約内容等が示され、私は、これ以上の値上りを想定しているのかと質問しましたが、ウッドショック等の影響により施設を縮小しての事業費となっており、早期発注などの対応により現在値上げは予定していない、現段階では現行予算の中で進めるという答弁でした。その後の全員協議会で、総事業費の1割程度の増額になると説明がありました。ロシアのウクライナ侵略や円安等による原油価格・物価高騰等の影響により資材費や工事費が高騰していることからやむを得ないと考えますが、今後、更なる価格の高騰による工事費の増加はないのか、搬入される予定の遊具等の価格に変更はないのか伺います。

次に維持管理費について伺います。

子ども室内遊戯施設と事業名が変更になりましたが、従前示されていた事業計画書では、利用料金について町民100円、町外300円となっており、利用料収入見込みは1,100万円、公園全体で年間14万人の利用と想定されていますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等を考えると、施設への入場者数が見込まれない場合の維持管理費は町負担とならないのか懸念します。全体の維持管理費の負担割合等を含め、子ども室内遊戯施設と変更されましたが、これまでの変更等を反映させた事業計画書を再度示すべきと思いますが町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

子ども室内遊戯施設についてのご質問にお答えします。

はじめに、事業費については、事業契約締結後、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による、世界的な原油価格や物価高騰の影響により、国内においても建築資材等が高騰し、当初事業費の約1割の増額が生じました。増額分に対しては、内閣府の地方創生拠点整備交付金が採択されたことから、本定例会に補正予算を提案させていただきます。今後においては、今回のような世界情勢の変化がない限り、更なる事業費の増額はないものと考えます。

次に、維持管理費については、地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画では、子ども室内遊戯施設を中心とした中央公園全体の利用者数は、年間14万5,000人、うち本施設では12万人を目標としています。目標の利用者数を確保するため、コロナ禍でも安心して利用いただけるよう感染対策を講じるとともに、中央公園の環境整備や観光案内看板の設置により、中央公園全体の利用促進を図ります。

また、「さっぽろ連携中枢都市圏」の圏域ビジョンに基づき、札幌圏域からの周遊利用や連携など、より多くの方に来場いただき、維持管理費への負担が生じないよう取り組んでまいります。

なお、施設名称の変更については、施設の用途を明確にしたものであり、施設の縮小については、昨年のウッドショック等による建

築費の高騰に対応したもので、維持管理については変更ありません。その内容については、町民に対して広報等により、都度お知らせしており、事業の目的等に影響を及ぼさないものであることから、改めて示す考えはありません。今後におきましては、町民に対し、施設の開設や利用に向けた情報発信を行ってまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。先ほども質問しましたがけれども、今年3月28日の第3回臨時会で、契約金額についての説明があり、私はウッドショックや鉄鋼材などの値上がりにより、計画そのものも縮小されている。今回示された金額はこれ以上の値上がりをする予定はあると考えているのかと質問しました。答弁では、ウッドショック、ウクライナ情勢もあるが、今回このような形で早めに契約を進めさせていただいて、実施設計が年度当初から進められる。資材の早期発注などの対応により、現在のところ値上がりは予定していませんとの答弁でした。再度質問した時も、現段階では現行予算の中で進めると、重ねての答弁でした。にもかかわらず、いろいろ情勢が変化したと言いますけれども、その後の7月、8月の全員協議会での説明で、工事費高騰への対応についてとして、総事業費の約1割程度の増額に収まるよう進めているとの説明でした。その時一緒に説明されたのは、令和4年4月26日付けの国土交通省通知によると、建設業法に基づく契約締結後における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した、適正な請負代金の設定や適切な工期の確保について、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることと通知があったことも説明されました。

質問の最初にも述べたとおり、いろいろ情勢を考えるとやむを得ないとは考えますが、本当にこれ以上の値上がりは想定したりしていないのか。先ほどの御答弁で、更なる事業費の増額はないと考えるとおっしゃいましたけれども、本当にこの後、ないのでしょうか。すごく懸念します。今もう施設建設が始まっていますけれども、規模は縮小される、そして金額を上昇するとなると、先行きがすごく不安だなどいうことを私自身は感じます。町の負担がどこまで増えるのか、今後のまちづくりにも大きく関わってくるものと考えますので、このところは再度御答弁をお願いしたいと思います。

また先ほど質問で、搬入される遊具については、価格には全く変更がないのか、その辺の答えもいただきたいと思います。

また、事業名が誘客交流拠点施設から子ども室内遊戯施設に変わりましたがけれども、事業計画書はそのままいいのか。南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業、これは企画提案書というものですけれども、これが昨年示されました。ここの中にはいろいろ細かいことが書かれています。先ほどの答弁では、新たにそういうものは必要ないような形でしたけれども、名称が変わって、中身も変わってきています。それで、事業者と町が取り交わす企画提案については、この企画書その

ものが変更されることが必要ではないかと思うんですけども、それを町は何らかの形で、新たなものとかが提示されているのでしょうか。これはやっぱり重大な問題だと思うんですよね。ここに書かれていることを、いろいろ、施工計画から配置からいろんなことで、何回か全員協議会の中で説明されまして、その都度変わっています。これがしっかり書かれた新しいものをつくって提示することが必要だと思うので、その見解を伺いたいと思います。

それから利用料金のことについて伺います。先ほど私が14万人と言いましたけれども、14万5,000人ということで、本施設での利用は12万人を目標としているということでしたけれども、利用料、収入見込額が1,100万円となっています。これは、一度この計画書の時に説明されただけで、その後は、町民の利用金額とか、あとは何歳からなのかとか、その辺の詳しいことは全く示されていないと思います。もうそろそろその辺ははっきりしていくことが必要ではないかと思うんですけども、維持管理のところで、利用料が見込めなかった場合、町のほうに被ってくるということはないのか。そこをやっぱり、先ほどの工事費の増額とかも含めて、大きな問題だと思います。

それから、町全体の維持管理費はどれくらいなのか、一度説明されましたけれども、燃料とかいろんなコストが上がっている中で、そこも変更を余儀なくされると思うんですよね。その辺についての試算はどうなっているのか、そこも一緒に伺います。よろしくお願ひいたします。

町 長
(再答弁)

熊木議員の再質問にお答えをいたします。まず規模の縮小につきましては、これはウッドショックによるものでございまして、これは昨年の10月に、影響額としまして5,500万円試算されましたことから、予定事業費以内に抑えるために、全体の規模、ピッチの縮小、190平米程度を行いました。極力遊戯エリア内の変更は行わないということで、議会と協議を行った経過でございまして、その規模縮小に伴いましては、基本設計修正業務に係ります補正予算を議決いただきまして、昨年実施しました行政懇談会の中でも、計画概要や事業費、町の負担割合につきましては御説明をしてきたところでございまして、また、今まで適宜議会と協議を行いまして、本年1月に内閣への本申請を行いまして、3月に事業採択され、それを受け、事業予算並びに財産取得に係る議決をいただき、事業者と契約をさせていただいて、現在工事が進められているところでございまして。

しかし、事業者との契約締結後、ロシアのウクライナ侵攻によりまして、国際情勢は大きく変化し、世界的な物価上昇により、国内においても、建設資材などの高騰が続いております。この情勢変化による、国際物価の変動は予想できるものではございません。また、予想して事業費を積算することができないものでございまして。従いまして、今後更なる高騰の追加についてでございますけれども、このような情勢

の変化が起こらない限りは、契約金額で執行されるものと私は考えております。

また、遊具につきましては、特段現在は搬入に係ります影響は受けていないと聞いてございます。それと施設の名称変更でございますけれども、これにつきましては、用途変更を明確にするとともに、補助事業名と統一を図ったものでございまして、このことについては、広報でも町民にお知らせをしております。

また、中身に変更があると申し上げましたけれども、中身に主たる変更はございません。規模縮小しましたけれども、事業の目的、主たる建物の内容の変更はございません。事業の愛称につきましても、広報9月号で御紹介したとおり、小学生から応募をいただいた「はれっば」ということで決定をしております。

ランニングコストにつきましては、施設の維持管理費1,310万円、人件費1,890万円で、合わせて年間3,200万円を見込んでございます。施設の来場者数は、12万人を目標としておりまして、そのうち、有料とする遊戯エリアの入場者数は4万7,000人を見込み、入場料収入は1,100万円の試算を行っております。入場者の確保が図れなくて、町の負担が生じるのではないかという懸念でございますけれども、令和6年度に道央圏連絡道路南幌ランプが開通予定でございます。また、来年春には北広島市の北海道ボールパークが開業予定でございます。本施設の整備計画の方向づけとなりました、本町に新たな人の流れを呼び込むための周辺整備は予定どおり行われているものと考えます。また、中央公園は現在大型滑り台やトイレ、ベンチなどの再整備を行うとともに、来年度以降、周辺の看板整備も予定しております。そうしたことで、入所者の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

事業変更した計画書を示すべきであるということでございますけれども、適時、広報等によりお知らせしておりますとともに、事業の目的に変更を及ぼす内容ではないことから、改めて示す考えはございません。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子 議員。

再々質問させていただきます。最後のほうで町長がおっしゃっていた、事業の計画そのものに大きな変更がないから必要ないということだったんですけれども、その都度私たち議会でも、全員協議会等を通じて説明を受けています。また、広報にも載せているということでしたけれども、最初に計画が示されて、3世代交流スペースだとか、室内の空間の中でいろんなことができるということを説明されました。そして青写真も描いて、ここにも載っています。これがやはり、最初の説明と違ってきているということは、新たなものをつくる必要があるのではないかと私は考えます。ましてや民間に委託するというか、大和リースが引き受けた形で今進んでいるんですけれども、冠はやっぱり南幌町の施設ということでやっていく以

上、やはりそういう手続き上からも、名称変更があり、先ほど町長は中身の大きな変更はないということでしたけれども、やはり規模も縮小されているとか、いろいろ変わってきているということでは、きちんとした形で契約書なり、新たなものを交わす必要が町としてあるのではないかと、それをやるべきではないかと改めて思いますけれども、そのことは、そうは思わないということなのでしょうか。再度伺います。

それから、先ほどもいろいろ言われていまして、子ども室内遊戯施設の建設によって町がどのように変わっていくのかということで、いろいろ今示されています。北広島のボールパークのこと、それから、工業団地も近くにできるということ、それから道央圏の連絡道路のこと、本当にそれによって町の形は大きく変わって、それがいろいろといい方に変わっていけばいいなということは、町民誰もが思っていることです。その中で、この子ども室内遊戯施設ができるということでは、多くの方に利用されるべきだと思うんですけども、中央公園を一带としたということで、本当に緑豊かで、広さも前の全員協議会で説明されたように、町民1人当たりの公園の広さというのでは本当に群を抜いて、道内でも一番くらい面積を有しています。それがやっぱり、本当に多くの方、子どもから高齢者まで利用できるような形になっていくということが本当にいいことだなと思いますし、先日、愛称が決まったということで、たくさんの応募の中から「はれっば」に決まったということで、それはそれでよかったと思うんですけども、私自身は、皮肉にも原っぱというふうに想像して、やっぱり室内の空間ではなくて、中央公園を一带とした広い所というイメージで捉えました。それはいろいろ捉え方の違いもあるでしょうけれども、本当に町民として誇れる中央公園。それを、これからもやっぱりもっと利用しやすいような形に変えていくという必要はあるかと思えます。

維持管理費のことは、先ほども御説明がありましたけれども、やはりかなり大きな金額が維持管理費として使われていきます。入場料収入が予定した金額にならない場合、町の負担はないということなんでしょうけれども、やはりじゃあそれをどう見出していくのかということは、本当に懸念が払拭されるのかということでは、私はすごく大きな不安を持っています。というのは、この施設を建設して、維持管理費のことだけではなくて、それもいろいろ含めた中で、町の町民の健康と福祉、教育、いろんなものを守っていくというためには、いろんな形で町の財政が使われていきます。そういう中に、本当に足を引っ張るようなことにならないのかという懸念は、常に私は思っています。そういうことも含めて、やはり庁舎内ではもっと真剣に議論をすることが必要だと思います。先ほど維持管理費のことで、3, 200万円とおっしゃいましたけれども、今エネルギーのことでいろんな物価が上がっている中で、いつ算定さ

れて、それがその変更によって、どのように、どうするのかというあたりの試算というのは、やはりシビアにしていかなないとだめだと思わなければならない。その辺はどのように考えて、どのように試算されているのか、そこも一緒に伺いたいと思います。

私は何よりも、新しい施設ができてたくさんの人で賑わう、けれども、新しい施設を使うだけではなくて、もっとこれからの高齢化社会に向けて、いろんな形で町の税金の使い方を考えていかなければならない。今地方交付税も、やはりコロナとかいろんな形で減額が予想されるという中で、やはりその辺は慎重になるべきだと思います。ですから子ども室内遊戯施設だけではなくて、町全体の福祉とかいろんなことを考えたときに、もっと議論したものを、町民なり議会にも示してほしいと思うのですけれども、その辺について見解を伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

本計画につきましては、議会と都度御相談をしまして、慎重に進めまして、それで議会の同意をもって、工事が今進められているという状況でございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

また、事業費の試算等々、職員も真剣になってやっております。3年掛かりになって色々と苦勞しているところでございます。まず、利用者が入らなかつたらどうなのかと。町の負担が膨らむのではないかとということでございますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、加えて申し上げるのであれば、一昨年度、内閣府の交付金が不採択となりました。その要因として、札幌市を含めた地域間の連携不足が指摘されたことから、昨年度、さっぽろ連携中枢都市圏の構成市町村の首長様に御理解いただき、圏域内周遊、または各市町の施設の連携などを図るためのビジョンとして位置付けていただきました。それらに基づき、交流人口の拡大並びに入場者数の確保を図り、施設の維持管理に負担が生じないように、これまた加えて取り組んでいく考えでございます。

また、事業者側も付加価値を高める企業努力といたしまして、イベントの開催や、施設内にカフェコーナーを設けるなど、魅力アップを図ると聞いております。そして、市街地の賑わいづくりに向けましては、商工会とも連携を図るべく、協議を進めているところでございます。議員各位におかれましても、御支援御協力いただき、交流人口の拡大、入場者数の確保が図られますようお願いを申し上げます。

それと町民への説明でございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、施設の名称、規模の縮小、これにつきましては、町民にお知らせをしております。それと、主たる施設の内容に変化はありません。これまた、議会にも都度報告してございます。そういったことから、今後に向けましては、施設の開設が近づくこともありますの

で、町民や利用者の関心が高い施設の楽しみ方や、施設の開設に向けた情報発信に努めてまいります。

熊木議員

それでは、2問目に移ります。高齢者のごみ出し支援策は。高齢化に伴いごみ出しに困難を抱える高齢者が増加しています。分別ができなくなった、地域のごみ集積所に出しに行くのが大変になったという声は少なくありません。各町内会では、工夫をして班長の役割を免除するなど、支援する体制づくりを模索していると聞いています。農村地域でも免許返納に伴いごみ出しが困難になった、将来不安だという声も聞かれます。本町の高齢化率は2040年には60%を超えると試算されており、将来の高齢化を見据えて、町として対策を講じる必要があると考えます。環境省が示した高齢者のごみ出し支援策等を活用し、ごみ出しボランティアの養成や、保健福祉課や社会福祉協議会との連携で介護ボランティア等の計画作りを始めることが必要と思います。町民へのアンケート調査の実施や、ごみ出し支援制度を創設するなど将来を見据えた今後の対策について伺います。

議 長
町 長

町長。

高齢者のごみ出し支援策はのご質問にお答えします。高齢者の生活支援については、令和3年度からの第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定時に実施した、生活実態や課題を把握するためのニーズ調査では、ごみ出し支援に対する要望は少なく、要介護認定を受けている方のごみ出し支援は、訪問介護の中で対応しています。

今後、高齢化の進展に伴い、家族介護者の高齢化、認知症の増加が見込まれる中、ごみ出し支援の必要性は認識しています。

ボランティアによるごみ出し支援は、協力いただける方の高齢化等により、実施は難しいと考えていますが、本年度実施する第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に向けたニーズ調査などを踏まえ、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援を検討してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。今、答弁の最後のほうで、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援を検討してまいりますということでしたけれども、具体的にはどのような検討がされるのか、そこを具体的な形でお答え願いたいと思います。

このごみ出し支援については、私は総務委員会に所属しておりますけれども、総務委員会の中でも、空き地の雑草の問題とか、ごみのこととか、いろいろ討議を重ねてきています。また、議会報告懇談会の中でも、ごみに関すること、ごみボックスのこととか、いろんな形で意見も出されています。そういうことに対して、町を本当にみんなできいなまちをつくっていくということは、町民一人ひとりにとっても大事なことですし、町として方向をきちんと示すということは大事なことだろうと思います。その辺で、先ほどの御答弁では、ごみ出し支援に対する要望は少なく、とありましたけれども、本当に少ないの

でしょうか。なかなか今、全国の例とかを見ても、隣近所との関係もすごく希薄になっているとか、高齢者が増えている、それから、独居の方が増えているということが、これは南幌町も全く例外ではないと思います。そういうことを考えると、やはり早め早めに対策を打っていくことが必要だろうと思います。

夏場はともかく、特に冬季間、冬だと滑るから外に出られないとか、ごみの集積場所まで危ないので持って行けないなどという声は多々聞かれます。また、町内会の町民の方からもお話を伺いましたけれども、回覧版とかを届けた時に、なかなか外に受け取りに来られないという方とかがいらして、そういう方のごみはどうなっているんだろうと心配している町民の方もいらっしゃいます。そういう時に、例えばなんですけれども、町で何かそういう施策、ごみ出し支援のことでマニュアルをつくったり、検討会を開いたり、ボランティアの養成を行ったりということをしていて、それを全町民に、こういうことを町が今取り上げているんだということがわかれば、気楽にというか、そのSOSを自分からも発信することができるし、また、隣近所でそんな親しくないけれども、困っているんじゃないかなと思う方に対して声を掛けることもできると思うんですね。なかなかプライバシーの問題とかいろいろあって、勝手にずかずか入っていけないということは感じているけれども、どうしているんだろうと心配している、そういう町民が少なくないと思います。そこにやっぱり道筋をつけるということが行政の役割ではないかなと私は思います。

そのところで先ほど質問の中でも言いましたけれども、やはり町民アンケート。アンケート調査というのはあまり好まれてないのかもしれないんですけれども、例えばごみに関して、保健福祉の関係とかいろいろ住民課の関係なんですけれども、そういう中で、日常のごみ出しに不便を感じていないとか、どういうことを手伝ってほしいですかとか、一般町民の方にも同じようにアンケートをした時に、どのようなお手伝いが自分ではできるとか、そういうところまでマルバツで記入できる形のアンケート調査だと、多くの方の関心とか、そういうことに対して、町も分かる手段になるのではないかなと思うので、やはりぜひそういうアンケートは行うべきではないかなと思いますので、そこをどのように考えているのか伺いたいと思います。

いろいろと全国の事例とか、先進地事例を私も調べてみているんですけれども、なかなか簡単にいくとは思っていません。環境省がそういうふうにも示しても、環境省で全国の自治体3分の2ぐらいのところから回答を寄せたそうです。そういう中でも、何とかしていかなくちゃだめだと思いつつも、なかなか進まないということでの苦慮している姿が、数字の中にあらわれていました。だから私も簡単にいくとは思ってはいないんですけれども、やはり先ほど言ったように道筋を示すということは必要だと思います。

市街地のごみ出しのことで、先ほども言いました。なかなか出しに

行けないとか集積所が遠いとか。そういうこともありますけれども、今年の春先というか、そのごみ出しが直接の原因だったかどうかはわからないんですけれども、冬期間はやっぱり外に出られないのでごみは自宅に置いておいて、ちょっと晴れた時に外に出た時に、雪の中で倒れていて亡くなったということをお聞きしました。それが絶対そのごみ出しが原因だったというふうには、ちょっとわからないですけれども、その地域の民生委員さんにも尋ねました。民生委員の方が、やはりすごい心を痛めておられました。常に気になって、夜になったら電気が付くだろうかとか、日中は電気が消えているだろうかとか、そういうことで見守りも続けながらいた矢先の出来事で、やはりなかなかこう立ち直れないような、痛手を受けておられました。やはりそういうようなことが二度と起きてはならないと思います。これからの高齢化社会を迎えるときに、やはり町民一人ひとりが、その現実を受け止めながら、自分にできることは何かということ、やはり町民みんなで作っていくということが必要だと思います。その中に行政の役割というものもすごく大きいかなと思います。

農村地域でも、先ほど言いましたように、今までは車でごみを出しに行けた。それから、ちょっと大きなものとかはまとめておいて、長沼まで搬出することができたけれども、いよいよ免許返納になったら、本当に毎日のごみの処理ができなくて困るという声だとか、また農村部でも、その地域によって違いますけれども、冬期間は全くごみを収集しないというところもあります。そうなってくると、結局農家の納屋とかにごみを置いておくので、ネズミがいたずらして困るというような声も聞かれます。そういういろんなことを、問題を注視しながら、全国の中では、戸別収集に切り替えたりとか、高齢者のところも、いつでも出せるような形で旗のようなものをつかったのを置いておくとか、それから、ボックスをつかってそこにいろいろ入れたのを、NPOとか町が事業を委託しているところが安否確認も兼ねて、ごみの分別を手伝ったりするというような事例も報告されています。

ですから、早い時期からやっぱり検討して、そういういろんなことに取り組むべきではないかなと思います。その時期がやっぱり本町としては、今もう取り組んでいかなければならない時期だと私は思います。南幌町の福祉行政をみると、やはりいろんなことできめ細かくいろんなことをやられていて、本当に全国の模範となるような形で行われていることも事実ですし、そのことについては、大きく本当に感謝しています。ですからそれをさらに深めるというか、発展させる意味でも、早めの検討会を開いて、ボランティアの養成だとか、そういうちょっと手伝えることだとかの意見集約、そういうものをすべきだと思うので、その辺について御回答をお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。はじめに、現在の町内のごみ出し支援件数でございますが、全体で14世帯、うち分別のみが4

世帯、収集までの持ち出しが6世帯、分別、持ち出しの両方が4世帯でございます。現在これは全て介護保険の訪問介護の中で対応をさせていただいております。ごみ出しボランティアの養成でございますけれども、国の事業もございまして、なかなか地域の支え合いとしては、理想でございますけれども、なかなか進んでいかないというのが実態でございます。また、町内では、各種のボランティア活動に献身的に取り組んでおられる方が多くいらっしゃいますけれども、ごみ出しのボランティア、介護ボランティアの養成につきましては、現在、ボランティア自身の高齢化などもあり、現実的にはなかなか難しい問題でないかなというように考えてございます。

現在本町でのごみ出しの支援が必要な高齢者世帯などは、おおむね保健福祉課などで把握をしております、介護サービスにつなげているのが実態でございます。しかし、要介護者または要介護者以外でも、紙おむつを使用されるとか、御家族のプライバシーを気にされる方、または集積場所まで距離があるということで、声に出せない方もいらっしゃるのではないかなというように思っております。そうしたことから、本年度実施しますニーズ調査において、その辺も掘り下げて調査をし、本町における対策を検討してまいりたいというように考えてございます。

3番 熊木 恵子議員。

議長
熊木議員
(再々質問)

最後のほうで、検討していくということを御答弁いただいたので安心しました。ぜひ前向きに検討してほしいと思いますし、先ほど数字も示されましたので、そこの本当に困っている方が、やはり何とかこう、行政のお手伝いとか、そういう形で隣近所も含めてやられていくようになったら本当にいいなと思います。

道内でも高齢者のごみ出し支援策を講じている自治体があるということで、同僚議員が資料を提供してくれました。私たちも本当は視察などに行きたいんですけども、コロナの関係もあって行けないんですけれども、例えば深川市では、新年度予算の中で、高齢者のごみ出し支援を行っているということで、NPOに委託して、先ほど言ったように安否確認も含めてお手伝いしているということでした。その年間予算を、今はまだ28世帯の利用ということでしたけれども、それが浸透していくと、もう少し増えて市民一緒に、町内会とか一緒に、そういう見守りとかにもつながっていくのではないかなというように書かれていて、やっぱりそれは一つの明るい展望というか、そういうことを実施していて、市民に本当に喜ばれているということは、やはりすごく喜びだなと私も思ってこの記事を読みました。

やっぱり思うのは、ボランティアの養成とかも先ほど町長が御答弁したように、ボランティアをする方も高齢化になっているということは、私自身も高齢化していますし本当にそうなんですけれども、やはり高齢者が高齢者を支えるというだけではなくて、その一歩手前の

方々にどのように参加してもらおうのかというのは、福祉関係のことだけでなく、まちづくりにとってもすごく大きなことではないかなと思うんですよね。ですからそういうことを考えると、やはり早く立ち上げて、いろいろこう尽くしていくということ、それからいろいろと先進地事例の中で、自宅前まで戸別にごみを収集するというか、そういうようなことを取り組んでいるところなどもあって、うちは今3町の南空知公衆衛生組合の管轄の中にあるんですけども、やはりそういうことも予算の関係とかいろいろ、負担金のこととかも必ずそれは出てくることで、大きなことではあるんですけども、やはり避けては通れない問題なので、そこも含めて検討していくということが必要かと思うので、最後にもし何かそれがあればお答え願いたいと思いますし、その事業を委託するというところが、NPOとかがなかなか南幌町では育っていかないということもありますので、例えば高齢者事業団にそれを担ってもらおうとか、そのような方向も検討することができないのかどうか、その2点お願いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。現在本町のごみ収集は公衆衛生組合で行っておりますが、事務局レベルでは、本町より高齢者のごみ出し支援について相談した経過がございます。本町以外の2町では、特段まだ住民要望がないことから3町の足並みが揃わず、具体化に至っていないのが現状でございます。

道内の先進事例のお話をいただきましたけれども、環境省が示す手引きでは、行政が直接支援する制度と、地域が、いわゆるボランティアですとかですね。地域が支援する制度の2つのタイプがありまして、それぞれ2分の1の財源措置がされてございます。現在道内では、12市と5つの町で実施していると聞いております。比較的大きな市町で実施されております。その行政の直接支援型でございますけれども、ごみの収集自体を職員が直接行う方法と、業者委託による方法が主でございます。また、地域支援型は、地域における関係性の希薄さなどから、なかなか進んでいないのが現状のようでございます。また、本町では、高齢化が進む一方で、これから介護人材の不足も当然予想されていきます。現在も収集、生活支援の対策については検討して、また、実施もしているところでございますけれども、それらごみ出しを含めて、お年寄りが住み慣れた地域で暮らしていただくことができるような検討については、また引き続きこれからも進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 長
内田議員

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 内田 恵子議員。

今日は町長に除雪オペレーター不足への対応について質問させていただきます。道路除排雪業務は、冬期間の町民の安心安全な生活や地域経済に欠かせない業務です。しかし、近年は少子高齢化が進み、除排雪業務を担う事業者の除雪オペレーターの担い手不足が大きな

課題となっています。除排雪業務は主に深夜から早朝にかけての作業で休みも不規則なこともあり担い手不足となり、必然的に現況の除雪オペレーターで対応していることにより年齢層も高くなっていると考えています。

北海道開発局によると、平成17年に2,500人程いた除雪オペレーターは平成27年には1,300人余りまで減り、更に60歳以上の割合は平成17年には6%程度でしたが、平成27年には16%まで上昇しています。国や北海道開発局では課題解決のための省力化を進めていますが、我が町も除雪オペレーター不足が懸念される中で、現在の除雪体制を維持する上で喫緊の課題として次の点を伺います。

1、除雪車両運転手の省人化として、除雪オペレーターを2人体制から1人体制への移行の考えは。

2、除雪オペレーターの人材確保及び後継者育成に対する町の考えは。

議 長
町 長

町長。

除雪オペレーター不足への対応についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、除雪作業は除雪事業者等との連携により、市街地の除雪ドーザー作業は1人体制とし、郊外の号線道路は、市街地に比べて暴風雪による視界不良などの危険性が高いことから、安全を確保するため2人体制で実施しています。

1人体制への移行は、除雪作業の安全確保が重要であり、機種に合わせた機械装備等の設置も必要なことから、除雪機械の更新計画に合わせて検討してまいります。

2点目のご質問については、現在、除雪オペレーターの前員は確保されていますが、60歳以上の割合が増加している状況にあります。将来にわたり、安全かつ円滑な除雪体制を維持するため、若手オペレーターの確保・育成は必要であると考えことから、除雪事業者の実情や先進事例を踏まえ検討してまいります。

議 長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

再質問させていただきます。南幌町の除雪体制がしっかりと維持され、町民の冬季間の安心安全な生活を守るためには、行政として持続可能な体制づくりが必要ではないか。そのためにはまず、除雪体制の見直しということで、除雪オペレーター2人体制から1人への移行のお考えを伺いました。

市街地の除雪作業は1人体制という御答弁ですが、民間も1人なんですけれども、役場の管理しているところでは、早朝や日中もお1人でされているのでしょうか。質問いたします。

2問目に移る前にちょっとお話をさせていただきたいのですが、南幌町の除雪は、知的財産といっても過言ではないと思います。先人たちの知恵と努力が引き継がれ、町民はもとより、他市町村に住む方でも認めています。もちろん町や事業者との連携や、オペレーターの努

力の結果だと思いますが、責任感から何年もオペレーターとして勤め、気がつくと60歳を超えることになっています。オペレーターをやめた方に聞いたところ、70歳まではできないことはないけど、65歳を過ぎたら、健康のことや自分のやりたいことを考えるそうです。事業者としても同じです。冬に向けての仕事があるなしにかかわらず、除雪機の更新に責任を持たなければなりませんし、後継者不足といわれる近年、しっかりと事業継承をすることが、最大の事業者の責務と考えています。事業者の都合で町から除雪機械が消えることがあってはならぬこととと思っているからです。

除雪業務を取り巻く状況は、今はいいんですけれども、3年後、5年後には人材不足が厳しくなることが予想されます。それはもう全道的に、どこでも人材の奪い合いとなっているようです。そこで、人材確保と後継者育成についての考えを伺いました。御答弁では、若手オペレーターの確保、育成は必要であると考え、検討していただけたことと、地域住民の安全な道路環境の維持に努められると思っています。まず大事なことは、将来に向けて人を残すことが大切だと思っています。

そしてちょっと余談の話なんですけれども、小規模事業振興法というのがあります。全国385万人の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える重要な存在です。厳しいコロナ禍ですが、この法律によって守られ、乗り越えているところなんです。町としても、仮称ではありますが、私の仮称なんですけれども、除雪機械運転免許取得支援、というような要綱をつくっていただき、後継者育成を支援し、地域住民の安全な道路環境の維持を考えていただければ、除雪業者やオペレーターにとっては、大きな砦となると思います。町長が御答弁されました、検討するという中に、このような運転免許証資格支援というのがあるのでしょうか。再質問いたします。

議 長
町 長

町長。

内田議員の再質問にお答えいたします。最初に役場の機械の乗車、1人乗車、2人乗車、その辺につきまして、担当課長から説明をし、その後、私の答弁とさせていただきます。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、町分の機械の関係につきまして説明をさせていただきます。現在、町では7台の除雪機械を所有しております。内訳といたしまして、ドーザー2台、トラックタイプが2台、グレーダーが1台、ロータリーが1台、排雪ロータリーが1台となっております。先ほど説明しましたように、市街地の除雪、団地内の一般的な除雪につきましては民間さんが行われておりますけれども、それ以外の市街地幹線につきましては、町側で行っております。今説明しましたように、町が所有する機械の部分の7台につきましては、全て2人乗り体制となっております。これにつきましては、先ほど町長からの答弁にありま

したように、機械装備等、安全が確認される部分がまだないということから、現在は2人体制をとっております。札幌市やよその町では、そういった機械装備をしながら、1人体制に移行していることもございます。ただ、本町は、吹雪の状況もかなり風が強いという状況もあって、なかなか安全確保まで至るのかどうかというところも、懸念材料としてありますので、それも含めて今後検討していくとさせていただきます。以上でございます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

初めに本年1月から2月にかけて、道央圏を中心に記録的な大雪に見舞われ、公共交通の運休や、道路障害などが長期間続きました。その中で、本町では除雪事業者の御尽力により、幹線道路や生活道路をしっかりと確保していただくことができました。

今、台数の関係について担当課長より説明がありましたけれども、オペレーターでございますけれども、現在、全部で35名でございます。人員的には確保されてございます。35名のうち、20代から40代は20名、中間層である50代から64歳までは9名、65歳以上の高齢層は6名で、全体の17%に当たります。また、全35名のうち、町内事業者8社のオペレーターは23名で、そのうち、農業従事者は12名でございます。町のオペレーターは12名で、全員が農業従事者ということでございます。農村部の路線なんですけれども、やはり安全性をしっかりと確保しなければならないということで、この箇所につきましては、将来的にも2人体制が必要ではないかなというように考えてございます。

また現在、北海道開発局において、除雪機械のワンオペ化、いわゆる2人乗りから1人乗りに向けてのICT技術やGPS位置情報を取り入れた、実証試験が行われているところでございます。いずれにしても、ほかにも除雪作業の効率化や作業の省力化がこれからも進められていくと思っておりますけれども、まずは、作業の安全性とオペレーターの安全確保が重要でございます。本町の除雪オペレーターの状況は、そういうような状況でございますけれども、近年、60歳以上の割合が増えてきてございます。その高齢者の確保、世代交代は進めていく必要があると考えてございます。

資格取得の助成につきましては、札幌市が平成27年から、また、旭川市をはじめ数か所の自治体で昨年度から実施をしてございますが、背景や実情もそれぞれでございます。その他の豪雪地域では、まだ普及には至ってございません。本町の現状を考えれば、まだ、そこには至ってないと考えてございますけれども、将来的な必要性を考慮し、また本町の実情を踏まえ、これからその調査検討を行ってまいりたいというように考えてございます。

議 長
内田議員
(再々質問)

1番 内田 恵子議員。

今町長から御答弁をいただき、理解をしておりますけれども、町としても、準工業団地とか、南幌のビバリーヒルズと言われて町民がと

でも喜んでいる団地がどんどん大きくなっていく、そういったことでこれから本当に負担が掛かってくるのではないかと。今はぎりぎりやっている状態ですけど、もうロコミで探す事もだんだんと困難になってきているので、町としても御存じだと思うんですけども、私も調べて、こういうある町の除雪機械運転免許取得支援事業という、こういうチラシ、そういったものがあれば、ダブルワークを考えている新たな人材というか、南幌町から広く募集することもできるのではないかなと思っています。大勢の人数を募集するわけではないですから、やはり条件に合った方数名になると思うんですけども、やはり将来に向けて早く手を打っていただいて、きれいなまちづくりを進めていくべきだと考えているところですけど、本当にこう、何年ぐらいこのままで大丈夫というようなお考えかをお聞きして終わりたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

現在、種々他業種でも担い手不足が深刻化してございます。中でも建設業については、労働力の不足が長期間続いているということは承知をしてございます。そうしたことを踏まえつつ、今後、これから町の除雪機械の更新に合わせ、バックカメラやセンサーなどを装備しまして、そういう準備を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

オペレーターの確保につきましては、事業者側には、通年で雇用されている方と、また、除雪時期の季節型で雇用されている方の2通りあるかと思っておりますけども、町のオペレーターは、除雪期間のみの雇用型でございます。その事業者側の雇用の方法や、人員、世代交代は、事業者方の事情もあろうかと思っております。その辺は、道路維持組合や各構成事業者と相談、協議をしてまいりたいと考えてございますけども、その情報共有を図りながら、冬季間の安全確保に向けまして、引き続き除雪体制の維持に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

議 長

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

ここで11時00分まで休憩をいたします。

(午前10時44分)

(午前11時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 認定第1号 令和3年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました認定第1号 令和3年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに令和3年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1億8,980万5,500円の残額となりました。

次に、令和3年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1,640万9,455円の残額となったところです。

主な事業としては、子育て世代住宅建築費助成、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、橋梁長寿命化修繕、公園管理、栄町公営住宅改修、教育振興、並びに新型コロナウイルス感染拡大対策事業及び緊急経済支援事業などを実施したところです。

なお、繰越明許費繰越額3,774万8,000円と、事故繰越し繰越額3万1,000円を差引いた実質収支額は1億5,202万6,500円となります。

次に、令和3年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで1,640万9,455円の残額となったところです。

次に、令和3年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで713万3,662円の残額となったところです。

次に、令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで34万6,989円の残額となったところです。

次に、令和3年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで4,853万410円の残額となったところです。

最後に、令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで11万2,063円の残額となったところです。

以上、令和3年度各会計の決算につきまして、ご審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

本案につきましては、令和3年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局 長

(朗読する。)

議 長

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員

特にありません。

議 長

続いて、ただいま上程されました令和3年度各会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました令和3年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがでしょうかと思いますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議あ

りませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は、決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員長には、熊木恵子議員、副委員長には本間 秀正議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員からの提案がありまして、委員長には熊木 恵子議員、副委員長には本間 秀正議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には熊木 恵子議員、副委員長には本間 秀正議員と決定をいたしました。

●日程6 認定第2号 令和3年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました認定第2号 令和3年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

病院の経営状況につきましては、対前年度比で入院収益が24.1%増の3億1,016万4,073円、外来収益が31.8%増の1億2,092万2,441円となり、収益的収支で8,359万4,420円の純利益となったところです。

以上、令和3年度病院事業会計の決算につきまして、ご審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

本案につきましては、令和3年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局長

(朗読する。)

議長

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員

特にありません。

議長

ただいま上程されました令和3年度南幌町病院事業会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました令和3年度南幌町病院事業会計決算にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思いますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程7 報告第4号 令和3年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました報告第4号 令和3年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、令和3年度の各会計決算を基に算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第4号 令和3年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。別途配布しております、報告第4号資料をご覧ください。

健全化判断比率の算定及び公表につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため義務付けられており、また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられています。

それでは、令和3年度決算により、それぞれの指数について、ご説明申し上げます。

最初に、1. 健全化判断比率の(1)実質赤字比率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をご覧ください。おわかりのとおり、赤字は発生しておりません。

(2)連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした赤字比率、又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生しておりません。

(3)実質公債費比率につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3か年の平均数値で表しています。本町の数値は10.2%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値については、資料の裏面をご覧ください。令和元年度は11.9%、令和2年度は11.2%です。表の数値は3か年の平均比率であり、前年度と比較して比率が減少しております。単

年度の比率につきましては、令和元年度は11.4%、令和2年度は9.1%、令和3年度は10.1%となり、令和3年度につきましては、公債費に充当する特定財源額の減により、前年度と比較して比率が増加しております。

資料の表面に戻りまして、(4) 将来負担比率につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は95.8%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っております。なお、過去の数値につきましては、資料の裏面をご覧ください。令和元年度は70.1%、令和2年度は86.6%です。前年度と比較して比率が増加した理由としては、地方債の現在高及び一部事務組合負担等見込額が増加したことによるものです。このように、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく、財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっております。

次に、2. 資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合につきましては、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく、経営健全化計画の策定は不要となっております。

以上、財政健全化法に基づく、健全化判断比率等につきまして説明をさせていただきました。本町におきましては、健全化計画等の策定に係るすべての基準を下回っておりますが、今後におきましても、行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えております。以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長 本案につきましては、令和3年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長より朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第4号 令和3年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

日程8 議案第40号から日程9 議案第41号までの2議案につきまして関連がございますので、一括提案いたします。

●日程8 議案第40号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第3号)

●日程9 議案第41号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第40号及び議案第41号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第40号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、子ども室内遊戯施設整備事業費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加、中央公園取付道路移設及び臨時駐車場整備費の追加、学校情報通信ネットワーク環境整備用備品購入に係る経費の追加、歳入では、普通交付税確定、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び子ども室内遊戯施設整備事業に係る国庫支出金、令和3年度繰越金確定、地方債の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億500万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,562万4,000円とするものです。

次に、議案第41号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、晩翠中継ポンプ場実施計画策定業務委託料の追加、歳入では、委託料の追加に伴う国庫補助金の追加、令和3年度繰越金確定に伴う追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億67万5,000円とするものです。

議案第40号につきましては副町長が、議案第41号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは、議案第40号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。

15ページをごらんください。2款総務費1項3目財産管理費、補正額6,601万4,000円の追加です。財産管理経費で、令和3年度繰越金の確定により、地方財政法第7条の規定に基づき、繰越額の2分の1を財政調整基金に積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額9,359万円の追加です。子ども室内遊戯施設整備事業で、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による、世界的な原油価格や物価の高騰の影響により、国内においても建築資材等が高騰し、事業費が1割程度増加となる見込みであるため、事業契約書のスライド条項の規定に基づき、事業費を増加するための経費を追加するものです。なお、財源につきましては、地方創生拠点整備交付金

(変更事業分)として追加交付が採択されております。また、事業契約につきましては、建設費等が確定した段階で、変更契約議案を議会へ提案させていただきます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額26万4,000円の追加です。戸籍住民経費で、戸籍法の改正に伴い、マイナンバー制度との情報連携を行うため、戸籍総合システム改修経費を追加するものです。

次に、3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額424万1,000円の追加です。障がい者福祉経費で、令和3年度自立支援医療給付費及び障がい者自立支援給付費の確定による過年度返還金です。

次ページにまいります。2項1目児童福祉総務費、補正額237万円の追加です。児童福祉総務費で、令和3年度障がい児施設措置費の確定による過年度返還金です。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額2,981万円の追加です。感染症予防事業で、令和3年度緊急風しん抗体検査等事業費の確定による過年度返還金、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、オミクロン株対応ワクチン接種及び接種期間延長に係る経費として、次ページにかけまして、人件費、需用費、委託料などを追加するものです。なお、オミクロン株対応ワクチン接種対象者は、従来のワクチンを2回以上接種した方が対象となり、本町においては、6,400人を見込んでおります。

次に5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額6,482万8,000円の追加です。担い手育成対策事業で、国産小麦の安定的な供給体制の強化を図るため、国が営農技術や機械の導入など、生産性拡大支援を行うもので、3団体が採択されたことから、補助金を追加するものです。

次ページにまいります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額141万7,000円の追加です。町道管理経費で、南17線排水路改修工事において、工事区間に延長の必要が生じたため、係る経費を追加するものです。総合保安センター管理経費で、除雪車両の夜間における緊急給油に対応するため、1,000リットルの給油タンクを設置する経費を追加するものです。

次に、3項2目公園費、補正額2,778万7,000円の追加です。公園施設管理事業で、10節事業費で、中央公園の水飲み場修繕、街路灯撤去に係る経費の追加、14節工事請負費で、中央公園駐車場入口の変更に伴う、取付道路の移設及び臨時駐車場整備に係る経費の追加、18節負担金補助及び交付金で、取付道路移設に伴う北電柱移設に係る負担金を追加するものです。

3目公共下水道費、補正額283万3,000円の減額です。次ページにかけまして、下水道特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、4項1目住宅管理費、補正額1,540万円の追加です。道

公営住宅受託管理事業で、柳陽団地シルバーハウジングの集会場監視盤及び住宅20戸の緊急通報システムを北海道の負担で更新するものです。

次に、9款教育費1項2目事務局費、補正額3万3,000円の追加です。事務局経費で、各委員の費用弁償を追加するものです。

3目教育振興費、補正額208万6,000円の追加です。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業で、転入による小中学校児童生徒の増加に伴い、児童生徒用のタブレット20台の購入費用と、授業支援ソフトライセンスの使用料を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

11ページをごらんください。10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額311万6,000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1,396万2,000円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税確定額は22億4,396万2,000円となります。昨年度と比較し、3,942万2,000円の減となります。

次に、15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、補正額2,299万7,000円の追加です。1節保健衛生国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金です。

2項1目総務費国庫負担金、補正額4,705万9,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、子ども室内遊戯施設整備に係る地方創生拠点整備交付金です。2節、戸籍住民基本台帳費国庫補助金で、戸籍総合システム改修に係る補助金です。

次ページにまいります。3目衛生費国庫補助金、補正額673万4,000円の追加です。1節保健衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルス接種事業に係る補助金です。

次に、16款道支出金1項2目土木費道負担金、補正額1,540万円の追加です。1節住宅管理費道補助金で、柳陽団地シルバーハウジングの緊急通報システム更新に係る負担金です。

2項4目農林水産業費道補助金、補正額6,482万8,000円の追加です。1節農業費道補助金で、国産小麦産地生産性向上事業に係る補助金です。

次に、17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額37万7,000円の追加です。1節土地建物売払収入で、南14線西4番地、町有地996.41平方メートルを売却したものです。

次ページにまいります。18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額13万円の追加です。一般寄附金、西町町内会、宮下五郎様より、叙勲受賞に際し10万円、札幌市株式会社スペースデザイン工業様より3万円の寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3,647万7,000円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額500万円の追加です。子ども室内遊戯施設整備事業に企業版ふるさと納税を、学校情報通信ネットワーク環境整備事業にふるさと応援寄附金をそれぞれ充当するものです。

次に、20款繰越金1項1目繰越金、補正額1億3,202万6,000円の追加です。令和3年度繰越金の確定によるものです。

次ページにまいります。21款諸収入5項5目雑入、補正額17万2,000円の追加です。令和3年度自立支援医療給付費道負担金の精算によるものです。

22款町債1項1目総務債、補正額3,940万円の追加です。子ども室内遊戯施設整備事業に係る起債です。

5目土木費、補正額60万円の追加です。南17線排水路改修工事の増額分に係る起債です。

8目臨時財政対策債、補正額1,031万7,000円の減額です。令和4年度地方交付税の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ3億500万7,000円を追加し、補正後の総額を67億5,562万4,000円とするものです。

次に、地方債の補正の説明を行います。

6ページをお開ください。第2表地方債補正、追加です。子ども室内遊戯施設整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次ページにまいります。変更です。町道長寿命化整備事業の補正前の限度額5,580万円を、補正後の限度額5,640万円に、臨時財政対策債の補正前の限度額4,500万円を、補正後の限度額3,468万3,000円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第41号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。

8ページをごらんください。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目建設費、補正額850万円の追加です。12節委託料の追加でございます。追加の内容は、本年度発注の晩翠ポンプ場改築計画策定業務が早期に完成することから、補助金の執行残を活用し、次年度予定していました晩翠汚水中継ポンプ場実施計画策定業務を前倒して本年度実施するため、費用を追加するものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

7ページをごらんください。3款国庫支出金1項1目下水道事業費国庫補助金、補正額430万円の追加です。1節下水道事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で、委託料に対する補助金です。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額283万3,000円の減額です。歳出の精査及び歳入では、繰越金の確定により減額するものです。

5款繰越金1項1目繰越金、補正額703万3,000円の追加です。令和3年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、補正後の総額を3億67万5,000円とするものです。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第40号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第41号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第40号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第41号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第42号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第42号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、基金積立金及び国庫支出金等精算金の追加、歳入では、基金繰入金の減

額及び令和3年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,925万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,129万8,000円とするものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第42号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額1,701万8,000円の追加です。財源調整を行うものです。

5款諸支出金1項2目償還金、補正額2,223万7,000円の追加です。令和3年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道支払基金負担分の精算に伴う返還金です。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額727万5,000円の減額です。財源調整を行うものです。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額4,653万円の追加です。令和3年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ3,925万5,000円を追加し、補正後の総額を8億5,129万8,000円とするものです。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第42号 令和4年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程11 議案第43号 字の区域の廃止についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第43号 字の区域の廃止につきましては、換地処分により字の区域を廃止するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

議案第43号 字の区域の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、道営の経営体育成基盤整備事業西幌地区におきます換地処分により、土地の合筆等に支障となる字の表示を廃止するものであります。

次ページをお開き願います。字を廃止する区域につきましては、南幌町幌向原野1049番2の外、293筆となっております。

以上で議案第43号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第43号 字の区域の廃止については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第44号 工事請負契約について(農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第44号 工事請負契約につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第44号 工事請負契約につきまして、ご説明を申し上げます。次ページをお開き下さい。

1 契約の目的。農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事。工事の主な内容につきましては、排水路の老朽化により改修するもので、施工箇所は、川向地区、南7線西2号から西3号までの480.4メートルであります。

2 契約方法。指名競争入札。

3 契約金額。5,918万円、内消費税及び地方消費税の額538万円。本件につきましては、去る8月23日、指名5社による入札

を執行しております。なお、落札率は98.4%でございます。

4 契約の相手方。空知郡南幌町元町1丁目4番5号。株式会社南幌土建。代表取締役 峰尾 義明。

参考としまして、工期は契約締結日より令和5年2月20日までとしております。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第44号 工事請負契約について(農業水路等長寿命化・防災減災事業南7線排水路地区排水路改修工事については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前11時48分)

令和4年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和4年9月13日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	白 倉 敏 美	農 業 委 員 会 会 長	鍋 山 洋 一

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課参事 原 田 光 一

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。
去る9月7日より決算審査特別委員会のため休会となっております。令和4年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程13 議案第45号 南幌町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました。議案第45号 南幌町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定につきましては、都市計画法の規定に基づき、地区計画等の案の作成手続に係る必要事項を定めるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第45号 南幌町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について御説明申し上げます。

今回の地区計画等の案は、新たに用途地域を変更する南16線西10番地の準工業用地等と既存の元町準工業用地について、区域の整備・開発及び保全の方針、並びに建築物等の用途制限に関する事項を定めており、その地区計画等の案の作成手続に必要な条例を制定するものであります。条文の読み上げにより説明に代えさせていただきます。

南幌町地区計画等の案の作成手続に関する条例。

目的。第1条。この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の掲示方法及び意見の提出方法を定めることを目的とする。

地区計画等の原案の掲示方法。第2条。町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。第1号、縦覧場所、第2号、地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域。

地区計画等の原案に対する意見の提出方法。第3条。法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書

を町長に提出しなければならない。

委任。第4条。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案45号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第45号 南幌町地区計画等の案の作成手続きに関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第46号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第46号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第46号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターなどの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴いまして、本条例について、公職選挙法施行令の改正に準じ、所要の改正を行うものです。

それでは、別途配布しております、議案第46号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分でございます。

第4条第2号は、選挙運動用自動車の個別契約方式に係る規定

で、アでは、自動車を借り入れる場合の1日当たりの使用料に係る限度額を1万5,800円から1万6,100円に引き上げ、次ページにかけまして、同号イでは、1日当たりの燃料費に係る限度額を7,560円から7,700円に引き上げるものです。

次に、第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る規定で、1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げるものです。

次に、第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る規定で、1枚当たりの作成単価に係る金額525円6銭を541円31銭に、6万2,100円を6万3,250円に引き上げるものです。

次ページにまいります。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第46号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程15 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、国家公務員において、人事院規則の改正により、妊娠・出

産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和に係る措置について、令和4年10月1日から施行されることになりました。

これにあわせまして、地方公務員におきましても国家公務員の措置を踏まえ、正職員並びに会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和について、所要の措置を行うよう通知があったことから、改正を行うものでございます。

それでは、別途配布しております、議案第47号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条第1項第4号アについては、会計年度任用職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合について、育児休業等の取得要件のうち、これまでの、子が1歳6か月に達する日まで、に任用見込みであるという要件を、改正後におきましては、子の誕生日から起算して8週間と6月（約8か月）を経過する日までとし、取得要件の緩和を図るため、規定の整備を行うものでございます。

次に、同号イから4ページにかけての第2条の3、第2条の4、各号の改正については、会計年度任用職員の子の1歳到達日以降である、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳における、各期の育児休業に関して、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、規定の整備を行うものでございます。

次に5ページになります。改正前の第3条第5号については、常勤職員について、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、法律の改正により、育児休業の取得が原則2回まで可能となり、育児休業等計画書の提出が不要となったことから削除するものでございます。

次に、第3条第7号については、任期付職員について、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、引き続いての採用又は更新による育児休業について、会計年度任用職員と同様に取り扱うよう改正するものでございます。

次に、第3条の2については、法律の改正に伴い、第2条の5から第3条の2へ条項の整備を行うものでございます。

次ページになります。第10条第6号については、育児休業等計画書の廃止に伴い、育児短時間勤務計画書に文言整理を行うものでございます。

最後に附則として、第1項、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

第2項は経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。
議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第48号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町長 ただいま上程をいただきました議案第48号 町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。
議長 詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
税務課長 内容の説明を求めます。税務課長。
それでは、議案第48号 町税条例等の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。
このたびの町税条例等の一部改正は、3月31日に公布された地方税法等の一部改正で、令和5年1月1日以後に施行される規定について行うものでございます。地方税法等の一部改正による町税条例等の改正を、2条立てとしております。
主な改正内容は、特定配当・特定株式等譲渡所得の課税の規定の整備、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の期間延長に関する規定の整備などがございます。
それでは、別途配布いたしました議案第48号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございます。
第1条の改正でございます。
第18条の4は、納税証明書の交付手数料の規定で、法改正に伴い、住所に代わる事項を記載することができる規定の整備でございます。
第33条第4項及び2ページの第6項は、所得割の課税標準の規定、また2ページ下段の、第34条の9は、配当割額又は株式等譲

渡所得割額の控除の規定であります。いずれも、上場株式等の配当所得及び譲渡所得の住民税課税を、所得税の確定申告書の記載により適用する規定の整備でございます。

続いて3ページの第36条の2及び4ページの第36条の3は、町民税の申告の規定で、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備などございます。

続いて、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定で、法改正により、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の整備でございます。

続いて、5ページ。第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申請書の規定で、法改正により提出義務及び記載事項に関する規定の整備でございます。

続いて、6ページ。第73条の2は、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料、次の第73条の3は、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定で、法改正により、住所に代わる事項の記載をした納税証明書の交付に係る規定の整備でございます。

附則第7条の3の2は法改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに係る規定の整備でございます。

続いて、7ページ、附則第16条の3は法改正に伴い、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する規定の整備でございます。

続いて第17条の2は、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

続いて、8ページ。第20条の2と次の第20条の3は、法改正に伴い、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

続いて、9ページ。下段でございますが、第24条は法改正による条項削除に伴う整備でございます。

続いて、11ページ。第2条による改正についてご説明いたします。令和3年改正条例のうち、第36条の3の3の改正規定について、法改正に伴い改正するもので、公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定の整備でございます。

続いて12ページ。改正附則でございます。附則第1条は、施行期日を規定するものです。附則第2条は、納税証明書に関する経過措置を規定するものです。附則第3条は、町民税に関する経過措置を規定するものです。

続いて、13ページ。附則第4条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものです。

以上で議案第48号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

議 長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第48号 町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程17 議案第49号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局
議
町
長
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第49号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります磯野 薫氏の任期が満了となるため、後任として伊藤 憲二氏を任命いたしたく提案するものです。

任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第49号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程18 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程19 報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました 報告第5号 株式会社 南幌振興
公社経営状況報告につきましては、令和3年度における経営状況の
報告です。

内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろ
しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務 それでは、報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につ
いて、令和3年度の経営状況について御説明いたします。

報告資料の1ページをお開きください。資料1、業務報告につ
いてご説明いたします。1、庶務関係の概要につきましては、取締役
会議、定時株主総会ともに記載のとおり行われております。2、営
業の概要について、3ページをお開きください。営業報告、南幌リ
バーサイドゴルフ場の営業期間、練習場4月3日から11月23日
までの235日間。内クローズ3日間。西南コース4月7日から1
1月23日までの231日間、内クローズ6日間、北コース4月1
0日から11月8日までの151日間、内クローズ3日間、今シー
ズンもハウス内、コース内、様々な新型コロナウイルス感染対策を
実施し、営業を開始しました。緊急事態宣言発令期間の5月18日
から6月20日までの34日間と、8月27日から9月30日まで
の35日間は、追加の対策として、予約枠を減らし、混雑の軽減を
図りながら営業していました。また、練習場は、座席数を10座席
減らし、座席間隔を広く取り対応していました。あわせて、練習
中、プレー中も含め、ゴルフ場では、常時マスクの着用をお願いし
ていました。コース状況につきましては、オープンから6月上旬ま
で好調な状態を維持していましたが、6月中旬から8月初旬までの
極端な少雨と、連日の高温により干ばつが長期間続きました。幸い
その後は雨量も多く、徐々に回復へと転じました。11月は例年
にない好天に恵まれ、良好な状態を維持し、営業を終了することが
できました。

表1をごらんください。今年度の入場者数とコース、練習場、売
店を含む総売上額を前年と比較しています。表の下段、合計欄をご
らんください。本年度の入場者数は4万382人。前年に比べ、
7,436人、22.6%の増加となりました。総売上額は1億
5,361万7,232円、前年に比べ2,424万4,101
円、18.7%の増額となっています。

表2をごらんください。入場者数とコース売上額の計画に対する
達成状況を記載しています。全ての月で計画を超える入場者数とな
り、中でも11月は例年にない好天に恵まれ、計画を大きく上回る
実績となりました。入場者数が4万人を上回ったのは、平成15年
以来となります。昨年からの傾向として、コロナ禍、感染リスクの
少ないスポーツとして、ゴルフが見直されたことに加え、ウェブ予

約を導入し3年目に入り、お客様に浸透してきたこと、グリーンをはじめとするコースコンディションを最低限維持管理していることなどが、好調の要因と考えます。

4ページをお開きください。表3は、練習場の売上実績。売上額合計1,516万4,538円、前年に比べ106万3,817円、7.5%の増額となりました。売上計画1,250万円に対しては、266万4,538円の増額、達成率121%となっています。コースと同じく、コロナ禍でゴルファー人口が増加したこと、密集を避け屋外の練習場を求める方が増えたこと、また、練習場とレンジボールの定期的な入替えなども好調の要因と考えます。

次に、5ページをごらんください。5ページから12ページは、決算報告書となっています。貸借対照表、損益計算書について、要約版で御説明させていただきます。

13ページをお開きください。A、流動資産、4,349万2,510円、前期に比べ、1,081万2,336円、33.1%の増額。B、有形固定資産、9,477万5,207円、前期に比べ395万2,578円、4%の減額。E、資産合計、7億4,432万9,129円、前期に比べ757万6,173円、1%の増額となっています。

次に、下の表、貸借対照表（負債・資本の部）について御説明いたします。F、流動負債、1,057万5,006円、前期に比べ436万4,196円、70.3%の増額。固定負債の長期借入金は1億2,966万円、前期に比べ償還額分650万円減額。長期未払金、これは管理機械の割賦購入金額です。今期は、600万6,000円、前期に比べ、支払分205万9,200円の減額となっています。E、資産合計から、H、負債合計を差し引いたI純資産合計は、5億9,808万8,123円となり、当期純利益分、1,177万1,177円、2%の増額となっています。

次に、14ページをお開きください。損益計算書について御説明いたします。A、売上高。1億5,361万7,232円。前期に比べ2,424万4,101円、18.7%増額。B、売上原価。1億1,053万3,537円、前期に比べ1,690万444円、18%増額。C、売上純利益、4,308万3,695円、前期に比べ734万4,057円、20.5%増額。D、販売費及び一般管理費、2,568万2,541円、前期に比べ、388万54円、13.1%減額。E、営業利益、1,740万1,154円、前期に比べ、1,122万4,111円、181.7%増額。F営業外収益、131万6,270円、前期に比べ、267万7,599円、67%減額。前期からの減額分として、持続化給付金、雇用調整助成金などが減額となっております。G、営業外費用。150万4,847円、これは借入金支払利息です。H、経常利益、1,721万2,577円、前期に比べ、862万499円、10

0. 3%増額。L、法人税、544万1,400円、前期に比べ、341万9,500円、169.1%増額。M、当期純利益。1,177万1,177円、前期に比べ、520万1,005円、79.2%の増額となりました。

次に経費面について御説明いたします。表の中段をごらんください。B、当期製品製造原価について、原価合計は1億1,029万4,514円、前期に比べ、1,684万6,710円、18%の増額となっています。季節従業員の増員による人件費の増額、前期緊急事態宣言に伴う営業自粛などがあり、売上げの落ち込みを見込み、管理経費を削減した分、今期は機械やカートの部品代、修理代、芝生の肥料代などが増額となっています。また、コロナ対策も兼ね、クラブハウス浴室の修繕、練習場座席の補修も行いました。消耗品として、手引きカート、ロッカー室のロッカーの入れ替えなども行いました。D、販売費及び一般管理費について、今期の合計は、2,568万2,541円、前期に比べ388万54円の減額となっています。主な減額として、人件費が580万円減額となり、増額分として、入場者数の増加に伴い、宣伝広告費のウェブ送客手数料は180万円増額の570万円となっています。

次に、15ページをごらんください。補助資料2、長期借入金の償還状況について御説明いたします。平成25年度に南幌町の損失補償を受け、長期借入金の借換えを行っており、その償還状況について記載しています。令和3年度の償還額650万円、借入残高1億2,966万円、令和4年度も650万円の償還を予定しています。

次に、ページが前後して申し訳ございません。11ページにお戻りください。個別注記表3(4)、当期の余剰金の扱いについてですが、新型コロナウイルスの感染状況、ウクライナ紛争の影響による原油などのエネルギー資源、資材の高騰など、事業環境への厳しい影響が予想されることを勘案し、6月の株主総会で承認をいただき、無配当とさせていただきました。

次に、16ページをお開きください。16ページから20ページには、補助資料3として道内地区別のゴルフ場入場者数、空知管内ゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別・区分別入場者数の状況を掲載しておりますので、御参考としていただきたいと思います。

次に、21ページをお開きください。補助資料4として、令和4年度の業務計画を記載しています。今年度は4月6日に営業を開始しています。クローズは11月23日を予定しています。利用料金、サービス内容につきましては、季節特別料金、カートの無料貸与、南幌温泉無料入館券の進呈など、昨年から好評を得ている内容を継続して実施しています。新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、昨年までの対策に加え、クラブハウス1回、2階レス

トラン、乗用カート、手引きカートに抗菌・抗ウイルスコーティングを施工しました。6月1日より対策を一部緩和し、バンカーレーキなどのコース備品を戻し、シャワー室の使用も再開しております。練習場につきましては、昨年12月に補修を行い、安全対策として、座席間隔を従来より広く設定し、あわせて座席を2座席増席し、45座席として営業を開始しています。4月のオープンより現在まで、昨年同様多くのお客様に御来場をいただいております。今後の新型コロナウイルス感染状況、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー資源の高騰、物価の上昇などが懸念されますが、お客様と従業員の安全と健康に配慮し、営業してまいります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については、報告済みといたします。

ここで、10時20分まで休憩をいたします。

(午前10時10分)

(午前10時20分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第15号から追加日程5 報告第7号までの5議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第15号から追加日程5 報告第7号までの4議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第15号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員
議 長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第15号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに

御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第16号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明及び内容の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第16号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 議案第50号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第50号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では、南幌温泉改修工事費の追加、歳入では、南幌温泉ハート&ハート基金繰入金及び地方債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,081万6,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第50号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。

10ページをごらんください。6款商工費1項1目商工振興費、補正額519万2,000円の追加です。南幌温泉経費で、新館貯

本間議員
議長

町長

議長
副町長

湯槽が経年劣化による漏水が続き、修繕対応ができない状態となったことから、ペレットボイラー棟の貯湯槽を新館に移設し、全館の安定した温水を確保するため、改修に係る経費を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

9ページをごらんください。19款繰入金1項3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額52万2,000円の追加です。貯湯槽移設改修工事に係る財源を調整するものです。

次に、22款町債1項4目商工債、補正額467万円の追加です。南幌温泉貯湯槽移設改修工事に係る起債です。

以上、歳入歳出それぞれ519万2,000円を追加し、補正後の総額を67億6,081万6,000円とするものです。

次に、地方債補正の説明を行います。

5ページをごらんください。第2表地方債補正、追加です。南幌温泉改修事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で議案第50号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 内田 恵子議員。

内田議員 この補正予算に反対するものではありませんけれども、南幌温泉関連ということで、町民からの声もいただいておりますのでお聞きします。今、本当に値上げラッシュが続いていて、もしかしたら南幌温泉もそのうち上がるんじゃないかという心配をされている方もいらっしゃると思います。それで、よくなったことで、これを機に値上げなどということはないと思うんですけども、一応確認ということで、理事者からの何か情報があればということでお聞きします。

議長 副町長。

副町長 ただいまの内田議員のご質問でございますが、温泉の利用料の関係かと思えます。基本的に温泉の利用料につきましては、上限額を条例のほうで規定をさせていただいております。その中で指定管理者が利用料のほうを定めるという形になってございます。今回改修等が続いておりますけれども、指定管理者のほうからは現在のところ利用料の値上げに関する話はございませんので、現行の料金でこのまま推移するというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長 1番 内田 恵子議員。

内田議員 指定管理者さんのほうからは聞いていないということで、町民の方もまた町外からいらしてくれる方も、またよくなることで楽しんでいただけるものと思えます。理解いたしました。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第50号 令和4年度南幌町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●追加日程4 報告第6号 令和3年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告については、決算審査特別委員長より報告願います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

令和4年9月12日付け、議長あて。決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第1号 令和3年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和3年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第1号 令和3年度各会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程5 報告第7号 令和3年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

令和4年9月12日付け、議長あて。決算審査特別委員長 熊木恵子。委員会審査報告書。認定第2号 令和3年度南幌町病院事業

議 長

会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和3年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては起立採決を行います。

認定第2号 令和3年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

長期間ご苦労さまでした。

(午前10時42分)